

滋賀県感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

改正後（令和8年4月6日改正）	現行（令和7年4月7日改正）
<p>滋賀県感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨及び目的 (略)</p> <p>第2 対象感染症</p> <p>1 全数把握の対象</p> <p>A～D (略)</p> <p>E 五類感染症(全数)</p> <p>(64)アメーバ赤痢、(65)ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、(66)カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、(67)急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）(68)急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、(69)クリプトスポリジウム症、(70)クロイツフェルト・ヤコブ病、(71)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(72)後天性免疫不全症候群、(73)ジアルジア症、(74)侵襲性インフルエンザ菌感染症、(75)侵襲性髄膜炎菌感染症、(76)侵襲性肺炎球菌感染症、(77)水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）、(78)先天性風しん症候群、<u>(79)多剤耐性緑膿菌感染症</u>、<u>(80)梅毒</u>、<u>(81)播種性クリプトコックス症</u>、<u>(82)破傷風</u>、<u>(83)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症</u>、<u>(84)バンコマイシ</u></p>	<p>滋賀県感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨及び目的 (略)</p> <p>第2 対象感染症</p> <p>1 全数把握の対象</p> <p>A～D (略)</p> <p>E 五類感染症(全数)</p> <p>(64)アメーバ赤痢、(65)ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、(66)カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、(67)急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）(68)急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、(69)クリプトスポリジウム症、(70)クロイツフェルト・ヤコブ病、(71)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(72)後天性免疫不全症候群、(73)ジアルジア症、(74)侵襲性インフルエンザ菌感染症、(75)侵襲性髄膜炎菌感染症、(76)侵襲性肺炎球菌感染症、(77)水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）、(78)先天性風しん症候群、(79)梅毒、(80)播種性クリプトコックス症、(81)破傷風、(82)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(83)バンコマイシン耐性腸球菌感染症、(84)百</p>

ン耐性腸球菌感染症、(85)百日咳、(86)風しん、(87)麻しん、(88)薬剤耐性アシネトバクター感染症

2 定点把握の対象

A 五類感染症(定点)

(89) R S ウイルス感染症、(90)咽頭結膜熱、(91)インフルエンザ（鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。）、(92) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(93)感染性胃腸炎、(94)急性呼吸器感染症（インフルエンザ（鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。）、RS ウイルス感染症、咽頭結膜炎、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。）、(95)急性出血性結膜炎、(96)クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、(97)細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）、(98)新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、(99)水痘、(100)性器クラミジア感染症、(101)性器ヘルペスウイルス感染症、(102)尖圭コンジローマ、

日咳、(85)風しん、(86)麻しん、(87)薬剤耐性アシネトバクター感染症

2 定点把握の対象

A 五類感染症(定点)

(88) R S ウイルス感染症、(89)咽頭結膜熱、(90)インフルエンザ（鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。）、(91) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(92)感染性胃腸炎、(93)急性呼吸器感染症（インフルエンザ（鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。）、RS ウイルス感染症、咽頭結膜炎、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。）、(94)急性出血性結膜炎、(95)クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、(96)細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）、(97)新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、(98)水痘、(99)性器クラミジア感染症、(100)性器ヘルペスウイルス感染症、(101)尖圭コンジローマ、

(103) 手足口病、(104) 伝染性紅斑、(105) 突発性発しん、(106) ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(107) ヘルパンギーナ、(108) マイコプラズマ肺炎、(109) 無菌性髄膜炎、(110) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(111) 流行性角結膜炎、(112) 流行性耳下腺炎、(113) 淋菌感染症

B (略)

C (略)

第3 (略)

第4 (略)

第5 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症(第2の(75)、(86)および(87))、新型インフルエンザ等感染症および指定感染症

(1) (略)

(2) 調査単位および実施方法

ア 診断または検案した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症(第2の(75)、(86)および(87))、新型インフルエンザ

(102) 手足口病、(103) 伝染性紅斑、(104) 突発性発しん、(105) ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(106) ヘルパンギーナ、(107) マイコプラズマ肺炎、(108) 無菌性髄膜炎、(109) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(110) 薬剤耐性緑膿菌感染症、(111) 流行性角結膜炎、(112) 流行性耳下腺炎、(113) 淋菌感染症

B (略)

C (略)

第3 (略)

第4 (略)

第5 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症(第2の(75)、(85)および(86))、新型インフルエンザ等感染症および指定感染症

(1) (略)

(2) 調査単位および実施方法

ア 診断または検案した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症(第2の(75)、(85)および(86))、新型インフルエンザ

等感染症および指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合および当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合は、別に定める届出基準に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行うこととします。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本としますが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えありません。

イ～キ（略）

2 全数把握対象の五類感染症（第2の(75)、(86)および(87)を除く。）

(1) 調査単位および実施方法

ア 診断または検案した医師

全数把握対象の五類感染症（第2の(75)、(86)および(87)を除く。）の患者または当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した診断した医師は、届出基準等通知の届出様式を用いて診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行うこととします。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本としますが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えありません。

等感染症および指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合および当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合は、別に定める届出基準に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行うこととします。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本としますが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えありません。

イ～キ（略）

2 全数把握対象の五類感染症（第2の(75)、(85)および(86)を除く。）

(1) 調査単位および実施方法

ア 診断または検案した医師

全数把握対象の五類感染症（第2の(75)、(85)および(86)を除く。）の患者または当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した診断した医師は、届出基準等通知の届出様式を用いて診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行うこととします。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本としますが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えありません。

イ～カ (略)

3 定点把握対象の五類感染症

(1) (略)

(2) 定点の選定、調査単位等

ア (略)

(ア) 対象感染症のうち、第2の(89)、(90)、(92)、(93)、(99)、(103)から(105)まで、(107)及び(112)までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定します。小児科定点として指定する定点医療機関数の基準は、下表により算出することとし、指定された医療機関は、(イ)の急性呼吸器感染症定点((89)、(90)、(91)、(92)、(94)、(98)及び(107)の届出を行う医療機関をいいます。以下同じとします。)

(イ) 対象感染症のうち、第2の(89)、(90)、(91)、(92)、(94)、(98)及び(107)については、前述(ア)で選定した小児科定点のうち急性呼吸器感染症定点として協力いただくことに加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせた急性呼吸器感染症定点および別途後記(オ)に定める基幹定点を指定します。

(中略)

イ～カ (略)

3 定点把握対象の五類感染症

(1) (略)

(2) 定点の選定、調査単位等

ア (略)

(ア) 対象感染症のうち、第2の(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102)から(104)まで、(106)及び(112)までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定します。小児科定点として指定する定点医療機関数の基準は、下表により算出することとし、指定された医療機関は、(イ)の急性呼吸器感染症定点((88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(97)および(106)の届出を行う医療機関をいいます。以下同じとします。)

(イ) 対象感染症のうち、第2の(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(97)および(106)については、前述(ア)で選定した小児科定点のうち急性呼吸器感染症定点として協力いただくことに加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせた急性呼吸器感染症定点および別途後記(オ)に定める基幹定点を指定します。

(中略)

なお、基幹定点における届出基準は、急性呼吸器感染症定点と異なり、(91) および (98) の入院患者に限定されることに留意すること。

(ウ) 対象感染症のうち、第2の(95)および(111)に掲げるものについては、(省略)

(エ) 対象感染症のうち、第2の(100)から(102)までおよび(113)に掲げるものについては、(省略)

(オ) 対象感染症のうち、第2の(93)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(96)、(97)、(106) および (108) から (110) まで掲げるものについては、(省略)

イ 病原体定点

(中略)

(ア) (略)

(イ) アの(ア)により選定された患者定点のおおむね10%を小児科病原体定点として、第2の(89)、(90)、(92)、(93)、(99)、(103)から(105)まで、(107)および(112)までを対象感染症とします。

(ウ) アの(イ)により選定された患者定点のおおむね10%を急性呼吸器感染症定点として、第2の(85)、(89)、(90)、(91)、(92)、(94)、(96)、(98)、(107)及び(108)を対象感染症とします。(省略)

なお、基幹定点における届出基準は、急性呼吸器感染症定点と異なり、(90)および(97)の入院患者に限定されることに留意すること。

(ウ) 対象感染症のうち、第2の(94)および(111)に掲げるものについては、(省略)

(エ) 対象感染症のうち、第2の(99)から(101)までおよび(113)に掲げるものについては、(省略)

(オ) 対象感染症のうち、第2の(92)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(95)、(96)、(105) および (107) から (110) まで掲げるものについては、(省略)

イ 病原体定点

(中略)

(ア) (略)

(イ) アの(ア)により選定された患者定点のおおむね10%を小児科病原体定点として、第2の(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102)から(104)まで、(106)および(112)までを対象感染症とします。

(ウ) アの(イ)により選定された患者定点のおおむね10%を急性呼吸器感染症定点として、第2の(84)、(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(95)、(97)、(106)および(107)を対象感染症とします。(省略)

(エ) アの(ウ)により選定された患者定点のおおむね10%を眼科病原体定点として、第2の(95)および(111)を対象感染症とします。

(オ) アの(オ)により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、第2の(93)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(97)および(109)を対象感染症とします。

(3) 調査単位等

ア 患者情報のうち、(2)のアの(ア)、(イ)、(ウ)および(オ)(第2の(106)および(110)に関する患者情報を除く。)により選定された患者定点の関するものについては、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位として、(2)のアの(エ)および(オ)(第2の(106)、および(110)に関する患者情報のみ)により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とします。なお、(2)のアの(イ)により選定された患者定点は、(89)、(90)、(91)、(92)、(94)、(98)及び(107)については、別に定める届出基準に一致するものとして当該患者の総数を「急性呼吸器感染症」として届出を行うほか、(91)および(98)については、疾病毎の患者数を届出ることとします。

イ 病原体情報のうち、(2)のイの(ウ)により選定された病原体定点に関するものについては、第2の(85)、(89)、(90)、(91)、(92)、(94)、(96)、(98)、(107)及び(108)について、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とします。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位としま

(エ) アの(ウ)により選定された患者定点のおおむね10%を眼科病原体定点として、第2の(94)および(111)を対象感染症とします。

(オ) アの(オ)により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、第2の(92)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(96)および(108)を対象感染症とします。

(3) 調査単位等

ア 患者情報のうち、(2)のアの(ア)、(イ)、(ウ)および(オ)(第2の(105)、(109)および(110)に関する患者情報を除く。)により選定された患者定点の関するものについては、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位として、(2)のアの(エ)および(オ)(第2の(105)、(109)および(110)に関する患者情報のみ)により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とします。なお、(2)のアの(イ)により選定された患者定点は、(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(97)および(106)については、別に定める届出基準に一致するものとして当該患者の総数を「急性呼吸器感染症」として届出を行うほか、(90)および(97)については、疾病毎の患者数を届出ることとします。

イ 病原体情報のうち、(2)のイの(ウ)により選定された病原体定点に関するものについては、第2の(84)、(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(95)、(97)、(106)及び(107)について1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とします。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位としま

す。

ウ 病原体情報のうち、(2)のイの(ウ)により選定された病原体定点に関するもののうち、第2の(98)のゲノム解析については、各月を調査単位とする。

(4) 実施方法

ア (略)

イ 病原体定点

(ア) (略)

(イ) (略)

(ウ) (2)のイの(イ)により選定された病原体定点においては、第2の(89)、(90)、(92)、(93)、(99)、(103)から(105)まで、(107)および(112)の対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえ滋賀県においてあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、おおむね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するものとします。

(エ) (中略) なお、第2の(98)のゲノム解析で用いる検体は衛生科学センターで選定するため、(2)のイの(ウ)により選定された病原体定点で区別し送付する必要はありません。

ウ～エ (略)

オ 衛生科学センター

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 第2の(98)については、(略)

す。

ウ 病原体情報のうち、(2)のイの(ウ)により選定された病原体定点に関するもののうち、第2の(97)のゲノム解析については、各月を調査単位とする。

(4) 実施方法

ア (略)

イ 病原体定点

(ア) (略)

(イ) (略)

(ウ) (2)のイの(イ)により選定された病原体定点においては、第2の(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102)から(104)まで、(106)および(112)の対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえ滋賀県においてあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、おおむね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するものとします。

(エ) (中略) なお、第2の(97)のゲノム解析で用いる検体は衛生科学センターで選定するため、(2)のイの(ウ)により選定された病原体定点で区別し送付する必要はありません。

ウ～エ (略)

オ 衛生科学センター

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 第2の(97)については、(略)

カ～キ (略)

4・5 (略)

第6 その他 (略)

付 則

この実施要綱は、平成13年4月1日から施行します。

(中略)

付 則

この実施要綱は、令和7年4月7日から施行します。

付 則

この実施要綱は、令和8年4月6日から施行します。

「届出基準等通知」の取り扱い

届出基準および届出様式については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)」(令和8年2月5日付け感感発0205第2号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知)に準じます。(以下略)

カ～キ (略)

4・5 (略)

第6 その他 (略)

付 則

この実施要綱は、平成13年4月1日から施行します。

(中略)

付 則

この実施要綱は、令和7年4月7日から施行します。

「届出基準等通知」の取り扱い

届出基準および届出様式については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)」(令和5年9月25日付け感感発0925第2号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知)に準じます。(以下略)

別表 1

別表 1 患者定点の種別、担当すべき医療機関の条件、対象疾患、調査単位および報告様式

患者定点の種別 ^①	担当すべき医療機関の条件等 ^②	対象疾患 ^③	調査単位 ^④	報告様式 ^⑤
小児科定点 ^⑥	小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの） ^⑦	(89)RSウイルス感染症、(90)咽頭結膜熱、(92)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(93)感染性胃腸炎、(98)水痘、(103)手足口病、(104)伝染性紅斑、(105)突発性発疹、(107)ヘルパンギーナ、(112)流行性耳下腺炎 ^⑧	週単位 ^⑨ (月曜日 ^⑩ から日曜日 ^⑪)	別記 ^⑫ 様式 6-1 ^⑬
急性呼吸器感染症定点 ^⑭	以下の小児科定点と内科定点とする。 ^⑮	(89)RSウイルス感染症、(90)咽頭結膜熱、(91)インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。)、(92)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(94)急性呼吸器感染症(インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。)、Bウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。)、(98)新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)、(107)ヘルパンギーナ ^⑯	週単位 ^⑨ (月曜日 ^⑩ から日曜日 ^⑪)	別記 ^⑫ 様式 6-2 ^⑬
小児科定点 ^⑰	前項の小児科定点とする。 ^⑰			
内科定点 ^⑱	内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの） ^⑱			
眼科定点 ^⑲	眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの） ^⑲	(95)急性出血性結膜炎、(111)流行性角膜炎 ^⑳	週単位 ^⑨ (月曜日 ^⑩ から日曜日 ^⑪)	別記 ^⑫ 様式 6-3 ^⑬
性感染症定点 ^㉑	産婦人科、産科、婦人科(産婦人科系)または、性病科、泌尿器科、皮膚科、皮膚泌尿器科(泌尿器科・皮膚科系)を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの） ^㉑	(100)性器クラミジア感染症、 ^㉒ (101)性器ヘルペスウイルス感染症、 ^㉓ (102)尖圭コンジローマ、 ^㉔ (113)淋菌感染症 ^㉕	月単位 ^㉖	別記 ^⑫ 様式 6-4 ^⑬
基幹定点 ^㉖	患者を300人以上収容する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの） ^㉖	(91)インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。) ^㉗ (98)新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)) ^㉘	週単位 ^⑨ (月曜日 ^⑩ から日曜日 ^⑪)	別記 ^⑫ 様式 6-2(2) ^⑬ 別記 ^⑫ 様式 6-2(3) ^⑬
		(93)感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る。)、 ^㉙ (96)クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、(97)細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。)、 ^㉚ (108)マイコプラズマ肺炎、(109)無菌性髄膜炎 ^㉛		別記 ^⑫ 様式 6-5 ^⑬
		(106)ペニシリン非拮抗球菌感染症、 ^㉜ (110)メチシリン非拮抗黄色ブドウ球菌感染症、 ^㉝	月単位 ^㉖	別記 ^⑫ 様式 6-6 ^⑬

別表 1

別表 1 患者定点の種別、担当すべき医療機関の条件、対象疾患、調査単位および報告様式

患者定点の種別 ^①	担当すべき医療機関の条件等 ^②	対象疾患 ^③	調査単位 ^④	報告様式 ^⑤
小児科定点 ^⑥	小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの） ^⑦	(88)RSウイルス感染症、(89)咽頭結膜熱、(91)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(92)感染性胃腸炎、(97)水痘、(101)手足口病、(102)伝染性紅斑、(103)突発性発疹、(106)ヘルパンギーナ、(111)流行性耳下腺炎 ^⑧	週単位 ^⑨ (月曜日 ^⑩ から日曜日 ^⑪)	別記 ^⑫ 様式 6-1 ^⑬
急性呼吸器感染症定点 ^⑭	以下の小児科定点と内科定点とする。 ^⑮	(88)RSウイルス感染症、(89)咽頭結膜熱、(90)インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。)、(91)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(93)急性呼吸器感染症(インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。)、Bウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。)、(98)新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)、(108)ヘルパンギーナ ^⑯	週単位 ^⑨ (月曜日 ^⑩ から日曜日 ^⑪)	別記 ^⑫ 様式 6-2 ^⑬
小児科定点 ^⑰	前項の小児科定点とする。 ^⑰			
内科定点 ^⑱	内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの） ^⑱			
眼科定点 ^⑲	眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの） ^⑲	(93)急性出血性結膜炎、(110)流行性角膜炎 ^⑳	週単位 ^⑨ (月曜日 ^⑩ から日曜日 ^⑪)	別記 ^⑫ 様式 6-3 ^⑬
性感染症定点 ^㉑	産婦人科、産科、婦人科(産婦人科系)または、性病科、泌尿器科、皮膚科、皮膚泌尿器科(泌尿器科・皮膚科系)を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの） ^㉑	(88)性器クラミジア感染症、 ^㉒ (89)性器ヘルペスウイルス感染症、 ^㉓ (100)尖圭コンジローマ、 ^㉔ (112)淋菌感染症 ^㉕	月単位 ^㉖	別記 ^⑫ 様式 6-4 ^⑬
基幹定点 ^㉖	患者を300人以上収容する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの） ^㉖	(90)インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。) ^㉗ (98)新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)) ^㉘	週単位 ^⑨ (月曜日 ^⑩ から日曜日 ^⑪)	別記 ^⑫ 様式 6-2(2) ^⑬ 別記 ^⑫ 様式 6-2(3) ^⑬
		(92)感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る。)、 ^㉙ (94)クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、(95)細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。)、 ^㉚ (106)マイコプラズマ肺炎、(107)無菌性髄膜炎 ^㉛		別記 ^⑫ 様式 6-5 ^⑬
		(108)ペニシリン非拮抗球菌感染症、 ^㉜ (108)メチシリン非拮抗黄色ブドウ球菌感染症、 ^㉝ (108)薬剤耐性球菌感染症 ^㉞	月単位 ^㉖	別記 ^⑫ 様式 6-6 ^⑬

別表2

保健所名	急性呼吸器感染症 (内科)	小児科および急性呼吸器感染症 (小児科)	眼科	性感染症	基幹定点	計
大津市	4	6	2	3	1	16
草津	5	6	2	3	1	17
甲賀	1	2	1	1	1	6
東近江	2	4	1	2	1	10
彦根	2	2	1	1	1	7
長浜	1	2	1	1	1	6
高島	1	1	1	1	1	5
合計	16	23	9	12	7	67

※ 性感染症定点数は、全県域において、産婦人科系と泌尿器科・皮膚科系がおおむね同数になるように指定する。

別表3 (略)

別記様式6-1~6-5 (略)

別記様式6-6

別記様式6-6

感染症発生動向調査 (基幹定点) 月報

調査期間 令和 年 月 日 ~ 年 月 日 医療機関名: _____

ID番号	性	年齢 (0歳は月齢)	疾病名*	検体採取部位**	* 疾病名 (番号を○で囲む) 1: メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 2: ペニシリン耐性肺炎球菌感染症
1			1 2		
2			1 2		
3			1 2		
4			1 2		
5			1 2		
6			1 2		
7			1 2		
8			1 2		
9			1 2		
10			1 2		

別記様式6-7 (略)

別表2

保健所名	急性呼吸器感染症 (内科)	小児科	眼科	性感染症	基幹定点	計
大津市	5	8	2	3	1	19
草津	5	8	2	3	1	19
甲賀	3	4	1	1	1	10
東近江	4	5	1	2	1	14
彦根	3	4	1	1	1	10
長浜	3	4	1	1	1	10
高島	1	2	1	1	1	6
合計	24	35	9	12	7	88

※ 性感染症定点数は、全県域において、産婦人科系と泌尿器科・皮膚科系がおおむね同数になるように指定する。

別表3 (略)

別記様式6-1~6-5 (略)

別記様式6-6

別記様式6-6

感染症発生動向調査 (基幹定点) 月報

調査期間 令和 年 月 日 ~ 年 月 日 医療機関名: _____

ID番号	性	年齢 (0歳は月齢)	疾病名*	検体採取部位**	* 疾病名 (番号を○で囲む) 1: メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 2: ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 3: 薬剤耐性緑膿菌感染症
1			1 2 3		
2			1 2 3		
3			1 2 3		
4			1 2 3		
5			1 2 3		
6			1 2 3		
7			1 2 3		
8			1 2 3		
9			1 2 3		
10			1 2 3		

別記様式6-7 (略)